

志免町農業委員会議事録

1	開催日時	令和 6 年 8 月 9 日（金）13 時 30 分から
2	開催場所	志免町役場 第 2 会議室
3	出席委員（10 名）	2 番：野中光春 4 番：世利壽 5 番：藤利之 6 番：内山 久枝 7 番：吉原 正治 9 番：内山美紀 11 番：山内昭広 12 番：野中祥秋 13 番：原信彦 14 番：南里雅章
4	欠席委員（3 名）	1 番：鬼塚大輔 3 番：世利秀剛 8 番：稲永雅俊
5	議事録署名委員	4 番：世利 壽 9 番：内山 美紀
6	内容	報告第 7 号 農地法第 4 条の規定による届出について 報告第 8 号 農地法第 4 条の規定による届出について 報告第 9 号 農地法第 4 条の規定による届出について 報告第 10 号 農地法第 4 条の規定による届出について 第 6 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について 第 7 号議案 令和 6 年度農地パトロール（利用状況調査）実施要領
7	会議の概要	
事務局		ただ今から、令和 6 年 8 月の定例志免町農業委員会を開会いたします。ご起立ください。礼。よろしく申し上げます。ご着席ください。 本日は 1 番鬼塚大輔委員 3 番世利秀剛委員 8 番稲永雅俊委員が欠席となっておりますので、10 名出席となっております。 それでは志免町農業委員会会議規則により議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行につきましては会長お願いいたします。
会長		それでは会議規則に基づき議事録署名委員の指名を行います。 4 番：世利壽委員 9 番：内山美紀委員をお願いいたします。次に報告の追認、報告第 7 号について事務局より説明お願いいたします。
事務局		報告第 7 号 農地法第 4 条の規定による届出について説明いたし

	ます。 ～報告第 7 号について説明～ 以上で説明を終わります。会長お願いします。
会長	この案件につきまして意見質問がある委員は挙手をもってお願いします。
	～全員なし～
会長	無いようでしたら報告第 7 号は追認されました。では報告第 8 号を事務局より説明してもらいます。
事務局	はい。報告第 8 号 農地法第 4 条の規定による届出について説明させていただきます。 ～報告第 8 号について説明～ 以上で説明を終わります。会長お願いします。
会長	この案件につきまして意見質問がある委員は挙手をもってお願いします。
山内昭広委員	駐車場のラインは引かんっていうこと。
事務局	はい。引きません。
会長	他にある方は挙手をお願いします。
吉原正治委員	この報告第 8 号は提出は届出の提出は令和 6 年 6 月 7 日となっておりますけど、2 カ月前。
事務局	はい。農業委員会を開くのが、審議があるときに開いてまして届出は報告のみとなりますので、その時は会議を開催してません。以前は農業委員会は開催しませんが、通知で報告いたしますという形をとっていたんですが、中身が分からないとの声があり、開催時にまとめて報告する今の形になっています。期間が空くということであれば今後の流については最後に決めさせていただければと思います。
吉原正治委員	6 月 7 日に提出して届出しても工事は掛かってある。
事務局	はい。掛かってあります。
吉原正治委員	農業委員会へは後でなされているとそういう形と理解していい。
事務局	はい。市街化区域に関しては先に受理書をお渡しして後で、委員会への報告となりますので事後報告となります。
会長	他に質問等はありませんか。
会長	無いようでしたら報告第 8 号は追認されました。では報告第 9 号を事務局より説明してもらいます。
事務局	報告第 9 号 農地法第 4 条の規定による届出について説明いたします。 ～報告第 9 号について説明～ 以上で説明を終わります。会長お願いします。

会長	この案件につきまして意見質問がある委員は挙手をもってお願いします。
	～全員なし～
会長	無いようでしたら報告第 9 号は追認されました。では報告第 10 号を事務局より説明してもらいます。
事務局	報告第 10 号 農地法第 4 条の規定による届出について説明いたします。 ～報告第 10 号について説明～ 以上で説明を終わります。会長お願いします。
会長	これは建て替えみたいですね。その時に農地として残ったから、今回のタイミングで分かって綺麗にするために提出されたみたいですね。
南里雅章委員	持ち戻されたみたいです。業者の方が出そうとしたら、農地のまま残っているから、これじゃ申請が通らないから役場に行ってくれと言われて、業者が動いたらお金がかかるからご自身で動かされたみたいです。
会長	補足ありがとうございました。この件につきまして質問等ありましたら挙手にてお願いします。
	～全員なし～
会長	無いようでしたら報告第 10 号は追認されました。では第 6 号議案について事務局より説明をお願いします。
事務局	はい。では第 6 号議案農地法 3 条の規定による許可申請について説明いたします。 ～第 6 号議案について説明～ 以上で説明を終わります。会長お願いします。
会長	ありがとうございます。何か質問はありませんか。
南里雅章委員	これは息子さんが現状作っていますか。
事務局	はい。息子さんと親戚で作っていると伺っています。
野中光春委員	生前贈与した場合、贈与される方の耕作の面積の制限はありますか。
事務局	耕作の下限面積は令和 5 年度に撤廃されていますので、関係ありません。
野中光春委員	売買も
事務局	売買も影響ありません。ただ、それ以外の要件は今までのままです。
会長	開発にはかかりませんか。
事務局	開発にはかかりません。開発は田から違うもの建物が建つときなどですが、今回は田んぼのままなので、開発には当たりません。

南里雅章委員	それこそ開発は県に申請を出さないといけない分で、福岡の場合は1,000㎡超えたくらいからは出さないといけない。無駄にお金かかる開発許可申請になるんで、
会長	全然違うね。ありがとうございました。 この件について意見などありましたら挙手をお願いします。
	～全員なし～
会長	無いようでしたら、第6号議案の採決に移りたいと思います。 賛成の方は挙手をお願いします。
	～全員挙手～
会長	ありがとうございます。全員賛成により、第6号議案は原案のとおり決定いたします。続きまして第7号議案を事務局より説明お願いいたします。
事務局	第7号議案の農地パトロールについてです。 ～第7号議案について説明～ ～班の日程調整～ 以上で説明を終わります。会長よろしくをお願いします。
会長	その他ありませんか。
事務局	先程の吉原委員からあったように、届出頂いてから報告するまでに、農業委員会が開催されなければ、数カ月かかることがあります。このやり方か、会議は開かず、通知の中に報告として書類を入れて報告とするやり方かどちらがいいか。
山内昭広委員	図面とかは入れてなかったかいな。
事務局	今まで入れてました。ただ、中身が分からないからこの場で説明を聞きたいという声が上がったため、農業委員会開催時にまとめて報告をする現状の形を取らせていただいています。
山内昭広委員	届出やけん受理すれば効力が発生すると。地元農業委員がしっかり見ていれば良い訳で
吉原正治委員	先程質問したのは、たまたま当該地を通して造成工事をしてあるのを見て、農業委員会で上がってないよねと、不思議に思って、今日初めてそれが分かったんですよ。
会長	農業委員として責務がある以上、見たときには勝手にしようとしか思わんですもんね。
吉原正治委員	自分は別府の農業委員では無いからですね。あの、それはいいんですけど。農業委員会の報告案件として聞いてないんですけど、届出なら仕方ないことですね。
南里雅章委員	一見見た所調整区域かな、って感じる場所ですもんね。
事務局	吉原委員おっしゃるように情報がかなり遅くなるので、会議を開かないときでも、報告に関しては送らせていただくという形を取ら

	せていただいてよろしいですか。
	～全員承諾～
野中光春委員	市街化区域だから後でどうのこうの言ったっちゃ関係ないこと ですもんね。
山内昭広委員	許可が下りた分について報告になりますね。
世利壽委員	水利の関係とかがあるけんね。
事務局	事務局に提出される前に地元に説明は行ってますので、そこでき ちんと話がついてるということで、書類は受け取っています。
山内昭広委員	水利委員と地元農業委員の承諾書は付けないかんけんね。
事務局	今後、そういった流れでさせていただきますので、よろしくお願 いします。 それと、最後に1点ありまして、前回農業委員会を開いたのが5 月でして、その時にですね。地元農業委員が病気や怪我で、地元農 業委員の承諾書が書けなくなった時どうしますかと、話がありまし たが、今回その報告となります。農業委員会の代理は出来ませんが、 農地転用時の地元農業委員の承諾書については地元農区で代理を 決めていただき、承諾を行っていただくようお願いいたします。
会長	そしたら農区長が代理になる感じ
事務局	そうですね。ただ、こちらから誰を代理にして下さいというのは ありません。農区長でも、誰でも決めていただいても大丈夫です。
南里雅章委員	そしたら一番急務なのは、水利関係の人が倒れられたら一番困る ということですよね。
事務局	その場合は農区長代理はいらっしゃるので、
吉原正治委員	結局選出されている農業委員が病気や怪我で承諾書を書けない 場合をおっしゃってあるんでしょ。
原信彦委員	書類上あれやない。水利組合は水利組合であるやない。それは多 分農区長が水利組合長やけん、うちやったら農業委員も兼とうばっ てん。代理がすれば良いと。農業委員は農業委員で別で承諾書があ るやない。そこが白紙でも良いのかってこと。
事務局	白紙では駄目なので、
原信彦委員	そこは地元農区が書けばいいってこと。
事務局	地元農区で代理を立てていただければ大丈夫です。 その他については以上で終わりになります。
会長	その他何かございますでしょうか。
	～全員なし～
会長	本日は内容が濃くなりましたけども、無ければ以上で閉会したい と思います。お疲れ様でした。

会 長 _____

議事録署名委員 _____ 番

議事録署名委員 _____ 番